


開催・平成29年3月29日

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例				
	部課機関	総務部総務管財課				
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正が平成29年第1回市議会定例会で可決したこと及び平成29年度からの宿日直の勤務時間等について規定することに伴う規則改正である。</p>						
2) 主な改正点						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児を行う職員に係る、子が対象とならなくなる場合の規定に関する文言整理 ・ 職員の時間外勤務の免除に関して、育児に加え、介護を行う職員についての規定の追加 ・ 介護休暇に関して、初日から2年間という期間の制限の撤廃 ・ 介護時間の新設 ・ 別表第1（第3条、第6条関係）に、宿日直の業務に従事する職員の項の追加 						
3) 施行日等						
平成29年4月1日						
4) 影響及び効果						
働きながら育児や介護がしやすい環境整備がさらに進むこととなる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。